



広島県報

定期
第23号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

| | |
|-------------------------------------------------------|---|
| 広島県報発行規則の一部を改正する規則 | 二 |
| 広島県文化芸術ホール設置及び管理条例の施行期日定める規則 | 二 |
| 広島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 | 三 |
| 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 | 三 |
| 貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 四 |
| 告示 | 四 |
| 平成十七年広島県告示第五百二十二号(口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報)の一部を改正する告示 | 四 |
| 一部事務組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止 | 五 |
| 漁業の免許の内容たるべき事項などの定め | 五 |
| 保安林予定森林にする旨の通知(四件) | 五 |
| 指定施設要件変更予定保安林にする旨の通知 | 六 |
| 公共測量の終了 | 七 |
| 建設業法の規定による建設業者の営業停止命令 | 七 |
| 道路の区域変更 | 八 |
| 道路の供用開始 | 八 |
| 都市計画事業の事業計画の変更の認可(九件) | 九 |

港湾法の規定による臨港地区内における分区の指定(七件)

公告

| | |
|--------------------------------------------------|---|
| 農業振興地域整備計画の変更 | 一 |
| 土地改良区合併の認可 | 二 |
| 市町都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 | 二 |
| 都市計画事業の施行 | 三 |
| 土地改良事業の工事の完了 | 三 |
| 議事事務局告示 | 三 |
| 広島県議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程 | 三 |
| 公安委員会告示 | 三 |
| 遊技機の型式の検定の告示 | 三 |
| 内水面漁場管理委員会指示 | 三 |
| 漁業法の規定による水産動植物の採捕に関する制限等の指示 | 四 |
| 広島県高速道路公社公告 | 四 |
| 都市計画事業の事業計画の変更の認可 | 五 |
| 正誤 | 五 |
| 平成十九年三月十五日付け広島県報(定期)第二十号中 広島県選挙管理委員会告示第十八号の訂正 | 六 |

公布された規則のあらまし

広島県報発行規則の一部を改正する規則(規則第十二号)(文書法制室)

一 改正の要旨

広島県報を電磁的方法により発行することとするため、広島県公告式条例の一部が改正されたことに伴い、同条例の施行に關し必要な事項を定めるとともに、広島県報の発行手続について必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

規 則

広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の施行期日を定める規則(規則第十三号)(文化・県民協働室)
広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の施行期日を平成十九年四月一日とすることとした。

広島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則(規則第十四号)(文化・県民協働室)

一 改正の要旨

広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(規則第十五号)(障害者支援室)

一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴い、書類の経由に係る規定の整理を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第十六号)(商工金融室)

一 改正の要旨

貸金業者登録簿を閲覧できる時間について、勤務時間の改正に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

広島県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十二号

広島県報発行規則の一部を改正する規則

広島県報発行規則(昭和三十六年広島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県公告式条例(昭和二十五年広島県条例第四十六号。以下「条例」という。)(第二条第二項に規定する広島県報(以下「県報」という。))の発行に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条第一号から第五号までを次のように改める。

一 条例

二 規則(知事が定めるものに限る。次号から第五号までにおいて同じ。)

三 訓令

四 告示

五 公告

第二条第七号中「県議会、県教育委員会、県選挙管理委員会、県人事委員会、県公安委員会、広島県海漁業調整委員会、県内水面漁場管理委員会、県監査委員等」を「議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会又は収用委員会」に改め、同条第八号中「室長相当職」を「相当職」に改める。

第三条の見出しを「(種類等)」に改め、同条に次の三項を加える。

2 定期の県報は、毎週月曜日及び木曜日(第四項第一号において「発行日」という。)に発行する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、当該休日の翌日以後の日であつて当該休日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に発行する。

3 号外の県報は、県報に登載すべき事項が緊急を要するときその他定期の県報に登載し難い事情があると総務部総務管理局文書法制室の長(以下「文書法制室長」という。))が認めるときに発行する。

4 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、定期の県報の発行を休止する。

一 発行日が一月一日から一月三日まで又は十二月二十九日から十二月三十一日までである場合

二 第五条の規定による原稿の送付がない場合

三 発行が困難であると文書法制室長が認める場合

第四条を次のように改める。

(発行方法)

第四条 条例第七条第一項に規定する規則で定める方法は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 条例第七条第一項に規定する規則で定める措置は、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用することとする。

第五条から第十条までを削る。

第十一条中「県報に登載する事項（県条例を除く。）については、主務室」を「第二条各号に掲げる事項に係る主務室又は事務局」に、「主務室長」を「主務室長等」に、「原稿」を「当該事項に係る原稿」に、「当該決裁文書と照合した上、」を「文書法制室長が別に定める日時までに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 文書法制室長は、前項の規定により原稿の送付を受けたときは、速やかに県報の発行の手續を執らなければならない。

第十一条を第五条とし、第十二条から第十五条までを削る。

第十六条第一項中「誤植（以下）を「表記の誤り（第三項において）」に改め、「ときは」の下に、「主務室長等の原稿の誤りによるものにあつては主務室長等が、これ以外のものにあつては文書法制室長が」を加え、同条第二項中「正誤」を「前項の正誤」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「主務室長」を「主務室長等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条を第六条とする。

第十七条を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十三号

広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の施行期日を定める規則

広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第三号）の施行期日は、平成十九年四月一日とする。

広島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十四号

広島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

広島県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年広島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十条第一項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法に関する事項）

第十九条 法第四十四条の二の規定により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条から第六条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合における手續等については、広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第六十七号）に定める手續等の例による。

別記様式第一号注1中

「 役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ） を

「 役員の住所又は居所を証する書面（広島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）（法第10条第1項第2号ハ） に改める。

「 別記様式第三号注4中「証された」を「証される」に改め、同様注5中

「 当該役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項） を

「 当該役員の住所又は居所を証する書面（条例第2条第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）（法第23条第2項） に改める。」

別記様式第十一号注1中

「 借居の住所又は居所を証する書面 (法第10条第1項第2号八)

」を

「 借居の住所又は居所を証する書面 (広島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第4項の規定の適用を受ける場合を除く。) (法第10条第1項第2号八) 」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十五号

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 (昭和四十五年広島県規則第三十五号) の一部を次のように改正する。

第十六条中「竹原市、尾道市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、熊野町」を「呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町」に改める。
別記様式第二号中「㊦」を「㊦」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十六号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則 (昭和五十八年広島県規則第七十五号) の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「午後五時」を「午後五時半」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

広島県告示第三百九号

平成十七年広島県告示第五百二十二号 (口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報) の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

表中

| | | | |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 行政書士試験 | 科目別得点、総合得点 | 合格発表日から一年間 | 行政情報コーナー |
| 県立広島大学一般選抜入学試験 | 大学入試センター試験の総合得点及び科目別得点 (合否判定に利用した科目に限る。) 個別学力検査等の成績 (得点又は段階評価) 及び大学入試センター試験の総合得点と個別学力検査等の得点を合計した得点 (個別学力検査等の成績をすべて得点化している学科に限る。) 並びに募集区分における個人成績の順位 | 四月一六日から一か月 | 県立広島大学 |
| 県立広島大学専門高校・総合学校卒業生選抜入学試験 | 大学入試センター試験の総合得点及び科目別得点 (合否判定に利用した科目に限る。) 個別学力検査等の成績 (得点又は段階評価) 並びに募集区分における個人成績の順位 | | |
| 県立広島大学特別選抜入学試験 | 小論文又は現代日本語の得点、面接の成績 (得点又は段階評価) 書類審査の得点 (合否判定に利用した科目に限る。) 及びこれらの得点を合計した得点 (面接の成績が得点化されている学科に限る。) 並びに推薦入学生試験の各募集区分における個人成績の順位 | | |
| 広島県立保健福祉大学第三年度編入学試験 | 英語及び小論文の得点、面接の成績 (得点又は段階評価) 並びにこれらの得点を合計した得点 (面接の成績が得点化されている学科に限る。) | 同 | 広島県立保健福祉大学 |

を

| | | | |
|------------|-------------------|------------|------------|
| 行政書士試験 | 科目別得点、総合得点 | 合格発表日から一年間 | 行政情報コーナー |
| 准看護師試験 | 科目別得点、総合得点 | 同 | 医務看護室 |
| 看護専門学校入学試験 | 科目別得点、面接の成績(段階評価) | 同 | 県立三次看護専門学校 |
| 歯科技工士試験 | 科目別得点、総合得点 | 同 | 健康増進・歯科保健室 |
| 調理師試験 | 同 | 同 | 同 |
| クリーニング師試験 | 同 | 同 | 生活衛生室 |

に を に

改める。

広島県告示第三百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、昭和三十一年六月一日に定めた世羅中央病院組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を平成十九年四月一日から廃止する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第三百十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の定めによって、漁業の免許の内容たるべき事項などを次のとおり定めた。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤田雄山

免許予定日 平成十九年六月二十八日
存続期間 免許の日から平成二十年八月三十一日まで
申請期間 平成十九年三月二十六日から平成十九年五月二十五日まで

一 公示番号 区第四百五十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

| 漁業種類 | 名称 | 時 | 期 |
|---------|----------|----------------|---|
| 第一種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 一月一日から二月三十一日まで | |

2 漁場の位置及び区域

漁場の位置 豊田郡大崎上島町中野長松地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ四直線によって囲まれた区域

基点 一 大崎上島町中野(瀬井の東鼻)

二 " 崎長松護岸東端

ア 一から大崎上島町大相賀島東端を見通す線上四十メートルの所

イ " 百メートルの所

ウ 二から大崎上島町長島中国電力大崎発電所荷揚げ棧橋西端を見通す線上二百メートルの所

エ " 百メートルの所

エ " 百メートルの所

三 地元地区 豊田郡大崎上島町中野、大串、東野

一 公示番号 区第四百五十七号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

| 漁業種類 | 名称 | 時 | 期 |
|---------|-------|-------------------|---|
| 第一種区画漁業 | のり養殖業 | 九月一〇日から翌年三月三十一日まで | |

2 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市走島町神原地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ七直線によ

て囲まれた区域

基点 一 走島神原の端

二 " 軍艦石

三 " 小山の鼻

ア 一から走島町鴻の石灯台を見通す (三三四度) 線上三百メートルの所
 イ " 福山市箕島町箕沖埋立地南角を見通す (三五七度三〇分) 線上九百メートルの所
 ウ 二から箕沖埋立地東角を見通す (一度三〇分) 線上八百八十メートルの所
 所
 エ " 岡山県北木島高山鼻を見通す (七〇度) 線上八百五十メートルの所
 オ 三から岡山県梶子島の高を見通す (五〇度) 線上六百メートルの所
 カ " 二百メートルの所
 キ 二から梶子島南端を見通す (五八度) 線上三百八十メートルの所
 三 地元地区 福山市走島町

広島県告示第三百十二号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
 平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保安林予定森林の所在場所
 廿日市市原字長谷三四六、三三三
 - 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字長谷三四六、三三三 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第三百十三号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
 平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保安林予定森林の所在場所
 広島市佐伯区湯来町大字麦谷字川角谷二二七の一 (次の図に示す部分に限る。)、一三〇の一
 - 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 広島県告示第三百十四号
- 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
 平成十九年三月二十六日
- 広島県知事 藤 田 雄 山
- 一 保安林予定森林の所在場所
 広島市佐伯区湯来町大字菅澤字多田越道下夕五〇五の一、字多田越道上五五三、五六六、五七三、五七六の一
 - 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字多田越道下夕五〇五の一・字多田越道上夕五六三・五六六・五七三・五七六の一
(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

- 三次市吉舎町矢野地字高草三三四の一、三四、字杉ヶ久保三三三の二から三三三の四まで、字土井六四九、六五一、六五二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高草三三四の一・三四、字杉ヶ久保三三三の二から三三三の四まで・字土井六四九・六五一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、六五一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によって、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安芸高田市向原町坂字歌木山一九〇五の三三五

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安芸高田市向原町坂字叶木山一八九三の一七五

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第三百十七号

平成十八年広島県告示第七七十号の告示に係る公共測量が終了した旨、広島県福山地域事務所長から通知があった。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第三百十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成十九年三月十九日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社渡矢開発

三次市三和町羽出庭一三八五番地の一

取締役 渡矢 つゆ子

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般 一七）第二五 七七号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

平成十九年四月三日から平成十九年四月九日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者及び被処分者の元代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、広島地方裁判所三次支部から、被処分者については罰金五百万円、元代表取締役については、懲役二年六月執行猶予三年及び罰金三百万円の判決を受け、平成十八年十一月二十三日にその刑がそれぞれ確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。

広島県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

深江柿浦線

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の敷地の幅員 (メートル) | | 新旧の延べ長 (メートル) | | 備 考 |
|-------------------------------------------------|------------------|----------|---------------|---------|--------------------|
| | 新 | 旧 | 新 | 旧 | |
| 江田島市大柿町深江字下郷二二五番五地先から 江田島市大柿町深江字下郷二二〇番一地先まで | 四・五〇・六 〇二・〇〇〇 | 三六・〇〇〇 | 一一一・〇〇〇 | 一一一・〇〇〇 | |
| 江田島市大柿町深江字下郷二二〇番一地先から 江田島市大柿町深江字下郷二〇九五番三地先まで | 一・二二・〇〇〇 | 一七・四・四〇〇 | 一一一・〇〇〇 | 五八・〇〇〇 | ダブルウェイ 解除 拡幅 |
| | 一・二二・〇〇〇 | 一七・四・四〇〇 | 一一一・〇〇〇 | 五八・〇〇〇 | |
| | 一・二二・〇〇〇 | 一七・四・四〇〇 | 一一一・〇〇〇 | 五八・〇〇〇 | 拡幅 |

広島県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|---------|-------------------------------------------------|----------------|
| 県道深江柿浦線 | 江田島市大柿町深江字下郷二二五番五地先から 江田島市大柿町深江字下郷二〇九五番三地先まで | 平成十九年三月二 六日 |

広島県告示第三百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第二百九十六号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 施行者の名称
広島市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）一・四・〇〇一号広島南道路及び

び三・三・三四一号宇品観音線

- 三 事業施行期間

平成十一年八月三十日から平成二十年三月三十一日まで

- 四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十二年広島県告示第八百七十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 施行者の名称
広島市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・〇一〇号中筋温品線

- 三 事業施行期間

平成十二年九月二十一日から平成二十五年三月三十一日まで

- 四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十五年広島県告示第三百三十三号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 施行者の名称
広島市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・三二五号駅前大州線

- 三 事業施行期間

平成八年八月二十九日から平成二十四年三月三十一日まで

- 四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第三百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十五年広島県告示第四百四十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 施行者の名称
広島市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・四・七四一号高陽可部線

- 三 事業施行期間

平成八年五月九日から平成二十年三月三十一日まで

- 四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十六年広島県告示第四百九十三号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成十九年三月二十六日

一 施行者の名称

広島県知事 藤 田 雄 山

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・四・六〇二号花都川線

三 事業施行期間

平成九年八月二十八日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十五年広島県告示第四百三十七号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成十九年三月二十六日

一 施行者の名称

広島県知事 藤 田 雄 山

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・四・二〇一号畑口寺田線

三 事業施行期間

平成十年二月十九日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十五年広島県告示第三百三十四号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成十九年三月二十六日

一 施行者の名称

広島県知事 藤 田 雄 山

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・四・二〇七号寿老地中地線

三 事業施行期間

平成八年十二月九日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十五年広島県告示第三百五十六号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成十九年三月二十六日

一 施行者の名称

広島県知事 藤 田 雄 山

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・五・二〇九号駅前線

三 事業施行期間

平成八年十一月十四日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十二年広島県告示第八百八十六号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成十九年三月二十六日

一 施行者の名称

広島県知事 藤 田 雄 山

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・二・三二二号御幸橋三線線

三 事業施行期間

平成十二年九月二十五日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

広島県告示第三百三十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、因島都市計画臨港地区（中浜港臨港地区）内における分区分を次のとおり指定する。
その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。
平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | | |
|--------|--------------------------------------|---|---------------|
| 分区分の種類 | 区 | 域 | 面積 (ヘクタール) |
| 商 港 区 | 尾道市因島大浜町字西浜及び同市因島外浦町字大苅又の それぞれの一部 | | 〇・二 |

広島県告示第三百三十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、因島都市計画臨港地区（重井港臨港地区）内における分区分を次のとおり指定する。
その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。

建設局管理課において縦覧に供する。
平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | | |
|--------|------------------------------------------------|---|---------------|
| 分区分の種類 | 区 | 域 | 面積 (ヘクタール) |
| 商 港 区 | 尾道市因島重井町字浜田、同市因島重井町字長串及び同 市因島重井町字須真のそれぞれの一部 | | 〇・六 |

広島県告示第三百三十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、因島都市計画臨港地区（土生港臨港地区）内における分区分を次のとおり指定する。
その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。
なお、昭和三十九年広島県告示第七百五十四号（商港区等の指定）は、廃止する。
平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | | |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------|
| 分区分の種類 | 区 | 域 | 面積 (ヘクタール) |
| 商 港 区 | 尾道市因島三庄町字小用、同市因島土生町字塩浜、同市 因島田熊町字大越中及び同市因島田熊町字竹長新開のそ れぞれの一部 | | 〇・九 |
| 工業 港 区 | 尾道市因島土生町字荒神平、同市因島土生町字城ノ平、 同市因島土生町字小長崎、同市因島土生町字小長崎奥、 同市因島土生町字三開、同市因島土生町字安郷、同市 因島土生町字中安郷、同市因島土生町字安郷、同市 因島土生町字崎安郷、同市因島三庄町字家老渡、同市 島三庄町字先安郷、同市因島三庄町字安郷及び同市因島 田熊町字金山新開及び同市因島田熊町字小越中のそれぞ れの一部 | | 三七・六 |
| 漁 港 区 | 尾道市因島土生町字津部附の一部 | | 〇・四 |
| 修景厚生港区 | 尾道市因島土生町字湊越の一部 | | 〇・一 |

広島県告示第三百三十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、因島都市計画臨港地区（生口港臨港地区）内における分区分を次のとおり指定する。
その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | |
|-----|--------------------------------------|-----|
| 商港区 | 尾道市因島洲江町字大高下及び同市因島洲江町字江尻の それぞれの一部 | 〇・四 |
|-----|--------------------------------------|-----|

広島県告示第三百三十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によって、瀬戸田都市計画臨港地区（生口港臨港地区）内における分区分区を次のとおり指定する。

その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | |
|-----|---------------------------------------------------------------|-----|
| 商港区 | 尾道市瀬戸田町宮原字江尻、同市瀬戸田町宮原字前浜、 同市瀬戸田町宮原字城山及び同市瀬戸田町秋字薊のそれ の一部 | 一・一 |
|-----|---------------------------------------------------------------|-----|

広島県告示第三百三十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によって、瀬戸田都市計画臨港地区（瀬戸田港臨港地区）内における分区分区を次のとおり指定する。

その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 商港区 | 尾道市瀬戸田町名荷字越地、同市瀬戸田町名荷字沖新開、 同市瀬戸田町中野字佐満堂、同市瀬戸田町沢字沖満、同 市瀬戸田町瀬戸田字中野、同市瀬戸田町瀬戸田字胡町、同 市瀬戸田町瀬戸田字御幸町、同市瀬戸田町垂水字清水 及び同市瀬戸田町垂水字横ヶ原のそれぞれの一部 | 二・四 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|

広島県告示第三百三十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によって、江田島都市計画臨港地区（小用港臨港地区）内における分区分区を次のとおり指定する。

その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県広島港湾振興局港管課において縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 漁港区 | 江田島市江田島町切串一丁目、同市江田島町切串三丁目、 同市江田島町切串四丁目、同市江田島町小用一丁目、同 市江田島町小用三丁目、同市江田島町小用四丁目及び同 市江田島町秋月二丁目のそれぞれの一部 | 三・〇五 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の規定によって、芸北広域営農団地整備計画を変更した。

なお、この計画の写しは、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県芸北地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定によって、神石高原町油木土地改良区、神石高原町神石土地改良区、神石高原町豊松土地改良区及び神石高原町三和土地改良区の合併を平成十九年三月十六日認可した。

合併により、設立する土地改良区及び解散する土地改良区は、次のとおりである。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 設立する土地改良区 神石高原町土地改良区
- 二 解散する土地改良区
 - 神石高原町油木土地改良区
 - 神石高原町神石土地改良区
 - 神石高原町豊松土地改良区
 - 神石高原町三和土地改良区

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、竹原市から、竹原都市計画臨港地区竹原港臨港地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

平成十九年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 都市計画事業の種類及び名称
広島圏都市計画道路三・三・〇一四号大洲橋青崎線
- 二 施行者の名称
広島県
- 三 事務所所在地
広島県広島市南区比治山本町十六番十二号
- 四 事業地
収用の部分
広島県安芸郡府中町茂陰二丁目、千代及び新地地内
使用の部分
なし

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定によつて、届出があった。

平成十九年三月二十六日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

| | | | |
|------|-----|----------|-----------|
| 事業主体 | 地区名 | 事業名 | 完了年月日 |
| 世羅町 | 昼ヶ草 | ため池等整備事業 | 平成一九年一月一日 |

議会事務局告示

議会事務局告示第四号

広島県議会事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月二十六日

広島県議会議長 新 田 篤 実

広島県議会事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程

広島県議会事務局の組織に関する規程（昭和三十二年十二月十五日制定）の一部を次のように改正する。

第四条中第十五号を削除し、第十六号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第六条中第三号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 県法規の審査その他の法務の管理に関すること。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第27号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第一項の規定により告示する。

平成19年3月26日
 広島県公安委員会
 委員長 高 須 司 登

| 検 定 番 号 | 検定の有効 期 間 | 遊技機の 種 類 | 型 式 名 | 申 請 者 名 (住所) | 製 造 業 者 名 (住所) |
|---------|-----------------------------------|-------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------|
| 6S1471 | 告示の日 (平成19年 3月26日) から3年間 | 回胴式遊技 機 | オニナネ オニコブ ウジA | K P E 株式会社 秀二 代表取締役 木戸 秀一 (神奈川県座間市東原五 丁目1番1号) | 左 同 |
| 7S0073 | 同 上 | 同 上 | 楽ーサー R | 株式会社 三井 秀行 代表取締役 生市場野町六 丁目460番地) | 左 同 |
| 7S0046 | 同 上 | 同 上 | オアシヨ ア- | 株式会社 ニュー・モン 代表取締役 岡田 広志 (大阪府堺市堺区浅香山 町三丁目9番12号) | 左 同 |
| 7S0031 | 同 上 | 同 上 | ジヤック ポットロ バ-シヨ ン・30 | 岡崎産業 株式会社 安弘 代表取締役 岡崎 万町鐘 突2185番地の2) | 左 同 |
| 6S1267 | 同 上 | 同 上 | サムライ ホールS | 株式会社 ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区 烏森町三丁目56番地) | 左 同 |
| 7P0085 | 同 上 | ぱちんこ遊 技機 | C R パリ 南国 X | 同 上 | 左 同 |
| 7P0108 | 同 上 | 同 上 | パリ南国 X | 同 上 | 左 同 |
| 7P0140 | 同 上 | 同 上 | C R 時代 をまたぐ よ!黄門 ちやまH 1A Y | 株式会社 平和 石橋 保彦 代表取締役 古屋市広沢町二 丁目3014番地の8) | 左 同 |
| 7P0146 | 同 上 | 同 上 | C R 時代 をまたぐ よ!黄門 ちやまH 3 C X | 同 上 | 左 同 |

| | | | | | |
|--------|-----|-----|----------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----|
| 7P0150 | 同 上 | 同 上 | C R 時代 をまたぐ よ!黄門 ちやまH 4A Y | 同 上 | 左 同 |
| 6P1478 | 同 上 | 同 上 | C R A ハ ム ナ フ ラ T T X | タイヨーエリック 株式 会社 代表取締役 佐藤英理子 (愛知県名古屋市区見 寺町125番地) | 左 同 |
| 7P0057 | 同 上 | 同 上 | C R ハム ナ フ ト ラ K S Z | 同 上 | 左 同 |
| 7P0124 | 同 上 | 同 上 | C R ハム ナ フ ト ラ H T Z | 同 上 | 左 同 |
| 6P1492 | 同 上 | 同 上 | C R ハム ナ フ ト ラ M T X | 同 上 | 左 同 |

内水面漁場管理委員会指示

広島県内水面漁場管理委員会指示第1号

外来生物により在来生態系への被害が生じている水域又はそれが懸念される水域において、
 当該外来生物の防除を促進するため、漁業法（昭和27年法律第267号）第67条第1項及び第1
 30条第4項の規定により次のとおり指示する。

平成19年3月26日

広島県内水面漁場管理委員会
 会 長 後 藤 文 好

1 指示内容

オオクチバス、コクチバス及びブルーギル（以下「バス等」という。）を第2項に掲げ
 る広島県の区域において採捕した者は、これらはその区域に放してはならない。ただし、
 公的機関が試験研究に供する場合及び当委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

2 対象区域

(1) あゆ等の第五種共同漁業権が設定されている水域であつて、バス等による漁業被害

が深刻とされる水域のうち、漁業権者等によるバス等の防除が盛んに行われている次の区域。

次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、又セ、ソタ、チツ、テト、ナニを結んだ直線から下流の江の川、布野川、神野瀬川、西城川、上下川、馬洗川、美波羅川、本村川、生田川及び長瀬川の区域(江の川漁業協同組合第五種共同漁業権内水共第56号の区域のうち、(2)を除く区域)

ア 江の川における三次市作木町大津「両国橋」上流側右岸付け根

イ " 島根県邑智郡邑南町下口羽「両国橋」上流側左岸付け根

ウ 布野川における三次市布野町中国電力(株)布野発電所放水口中央

エ 下川から布野川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点

オ 神野瀬川における三次市君田町榎田「二本谷橋」下流側右岸付け根

カ " 左岸付け根

キ 萩川と西城川との合流点における萩川の左岸

ク キから西城川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点

ケ 上下川における三次市三良坂町大字仁賀字手木

コ " 左岸下流端

ク 馬洗川における三次市吉倉町下城双西井堰下流側右岸付け根

シ " 左岸付け根

ス 美波羅川における三次市有原町郷「有原橋」から国道沿い南へ一歩目の国道カーブの山側取り付け階段から川の流れに直角に見通す点と右岸との交点

セ " 左岸との交点

ソ 江の川右岸における安芸高田市甲田町と吉田町との境界

タ " 左岸における甲田町と吉田町との境界

チ 本村川における甲田町浅塚筋原頭首工下流側右岸付け根

ツ " 左岸付け根

テ 生田川における安芸高田市高宮町来女木「川平橋」下流側右岸付け根

ト " 左岸付け根

ナ 長瀬川における高宮町川根「三田橋」下流側右岸付け根

ニ " 左岸付け根

(2) 河川構造物の設置等に伴う新たなバス等の増殖により、近傍の第五種共同漁業権への影響がみられる又は懸念される水域のうち、当該漁業権者又は水域の管理者等による防除が行われている又は予定されている次の区域。

(1) のケコを結んだ直線から上流、次のヌネ、ノマ、ミム、メモ、ヲリを結んだ直線

から下流の上下川、田総川、大谷川、木屋川及び杉谷川の区域(国土交通省灰塚ダム管理区間)

ヌ 大谷川右岸における三次市三良坂町大字大谷字大谷37地先

ネ 大谷川左岸における三次市三良坂町大字大谷字大谷64地先

ノ 田総川右岸における庄原市総領町大字稲草字門前1024-1地先

ハ 田総川左岸における庄原市総領町大字稲草字五萬696-1地先

ニ 木屋川右岸における庄原市総領町大字木屋字和田沖812地先

ヒ 木屋川左岸における庄原市総領町大字木屋字朝日497-2地先

ヘ 上下川右岸における三次市吉倉町大字安田字安永114-1地先

ト 上下川左岸における三次市吉倉町大字安田字八幡迫1556地先

チ 杉谷川右岸における三次市三良坂町大字灰塚字花ノ木2219-21地先

リ 杉谷川左岸における三次市三良坂町大字灰塚字花ノ木2219-17地先

3 指示の期間

平成19年3月26日から平成20年3月25日まで

広島高速道路公社公告

国土計画(昭和四十二年法律第四号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都中計画事業の事業計画の変更が認められた。

平成十九年三月二十六日

広島高速道路公社 理事長 田原克尚

一 都中計画事業の種類及び名称

広島都中計画道路事業三・三・一四号大洲橋青崎線

二 施行者の名称

広島高速道路公社

三 施行者の所在地

広島市中区中町八番十八号

四 事業地

平成十五年中国地方整備局告示第六十九号の事業地のうち、広島県安芸郡府中町茂登二丁目、千代及び新地地区に係る事業地を認める。

正 誤

平成十九年三月十五日付け広島県報（定期）第二十号に登載の広島県選挙管理委員会告示第十八号（選挙権を有する者の総数の三分の一の数）の表の一部を次のように訂正する。

広島県選挙管理委員会事務局長 大 西 博 臣

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|--------------------|--------|--------|
| 一〇 | 上 | 三分の一の数の欄 の後ろから三 | 三一、六九九 | 二〇、〇六八 |
| | | 三分の一の数の欄 の後ろから一 | 七、四三七 | 一九、〇六八 |